

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 6 月 2 日 報 告

守谷市長 松 丸 修 久

専 決 処 分 書

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

守谷市長 松 丸 修 久



守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

守谷市長 私人 久

守谷市条例第22号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第17項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の守谷市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

守谷市都市計画税条例新旧対照表

改 正	現 行
附 則 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（	附 則 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）から（6）まで（略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）から（6）まで（略）

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。